

情報の取り扱いに関する取り決め

業務名

(以下、本件業務といいます)

取り決めの期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

クライアントとデザイナーは、本件業務のため、お互いに情報を知らせることに合意し、秘密保持について以下の通り約束します。

※以下の内容をよく読んで、全てのチェックボックスに ✓ を記入してください。

秘密情報とは

☐

「秘密情報」とは、両者がお互いに知らせ合う本件業務に関する技術や営業などすべての情報のことです。ただし、以下の情報は含みません。

1. 知らせてもらった時、既に自らまたは第三者が知っていた情報
2. 知らせてもらった時、既に世の中に公開されていた情報
3. 知らせてもらった後、自らの責任ではない理由で世の中に公開された情報

☐

業務以外での目的の使用

相手から知らせてもらった「秘密情報」を第三者に知らせたり、本件業務以外の目的で使用したりしません。

☐

秘密情報の返却・処分

この取り決めの期間が終了した時や、相手から求められた時は、相手の指示に従い、秘密情報が記載された書類などをすぐに返却するか、処分します。

☐

秘密情報を第三者に知らせる場合

本件業務のために第三者に「秘密情報」を知らせる必要がある場合は、事前に相手の許可を文書でもらいます。その場合、知らせた相手にもこの取り決めと同じ「秘密を守る約束」と「秘密情報の返却・処分」を守らせ、何かしら問題が起きた場合は知らせた側の責任とします。

☐

知的財産権

相手の秘密情報を基にした発明や意匠などの知的財産権は両者で協議して決めます。ただし、以下の情報に基づいて発生する権利は、創作者が単独で持ちます。

1. この取り決めを交わす前から持っていたもの
2. 相手の秘密情報を使わずに独自に創作したもの

☐

損害賠償

この取り決めに違反して相手に損害を与えた場合は、その損害（弁護士費用も含む）を賠償します。

☐

問題が起きた場合

この取り決めについて分からないことや、問題が起きた場合は、お互いに話し合って解決します。もし話し合いで解決できない場合は、下記の地方裁判所を管轄とすることに合意します。

この取り決めに結んだ証として、この書面を2通作り、両者が署名して、それぞれ1通ずつ保管します。

記入日

年 月 日

裁判所名

地方裁判所

デザイナー

クライアント

所在地

所在地

会社名

会社名

役職・氏名

役職・氏名